

不発弾爆発事故及び不発弾等の処理に関する意見書

去る1月14日、糸満市字小波蔵の水道管敷設現場において、重機で掘削作業中爆発事故が発生し、重機オペレーターの男性が重傷を負い、現場近くの特別養護老人ホームのアルミサッシ窓ガラスが100枚以上破壊され、男性入所者が負傷し、また近隣の寺、住宅等にも被害が生じた。

この事故は、去る沖縄戦で使用された米軍製不発弾によるものであることが確認され、糸満市民をはじめ全県民に、戦争の恐怖を想起させ、かつ、戦後63年をへてなお地中に埋没している不発弾等の上で日常生活を余儀なくされている事実を改めて認識させ、大きな衝撃を与えている。

わが国で最大規模の地上戦であった沖縄戦においては、「鉄の暴風」ともいわれ、艦砲射撃、空爆、地上兵器による砲撃等で、県土は焦土と化し20万人余の尊い命が奪われたが、戦争終結時には約1万トンの不発弾等が残されたと推定され、今日においてもなお約2,300トンの不発弾等が残存し、すべて回収処理するには70年を要するといわれている。

このように、沖縄県民の日常生活が不発弾等の上で営まれ、生命・財産が極めて危険な状況にあることは、第二次世界大戦の戦後処理がいまだに不十分であることが原因であり、国は責任をもって、国の費用で、これを解決すべきである。

国は、これまで市町村が半額を負担してきた不発弾等処理費用を、沖縄県に限り平成21年度から、全額負担することとしているが、これには民間工事は除外されているうえ、不発弾等処理の前提となる磁気探査においても、市町村単独事業の場合はすべてに支援があるが、国の補助事業の場合の支援はその補助率によるものとされ、民間工事の場合は一切の支援がないのが実情である。

よって、うるま市議会は、市民や県民の生命・財産を守る立場から、国において、下記の事項について適切な措置を早急に講ずるよう強く要請する。

記

1. 今回の爆発事故による人身及び物件に対する損傷、損害に対し国の責任において速やかに完全な補償を行うこと。
2. 不発弾等爆発事故による損失の補償に関しこれを国の責任で行うことを内容とする法整備を行うこと。
3. 民間工事を含むすべての不発弾等の発見及び処理は、国の費用で、国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
防衛大臣 法務大臣 農林水産大臣 沖縄及び北方対策担当大臣